

念書？ それとも呈示？

(手貸無断回収の根拠)

最近、ある中小企業の社長は背筋が凍る思いをした。夕刻、たまたま取引銀行の残高確認をしていた所、手貸返済という名目でまとまった金額が当座預金から引き落とされていたのだ。結果、当座預金残高は大きく減少していた。「なんだ。これは！」瞬間何が起こったのか解らなかったが、直ぐ銀行が期日の到来した手貸の一部を直接当座預金から回収したことを理解した。これまでは書替書替で来ていたものを融資先に黙って回収に及んだのである。

社長は間をおかず銀行に電話した。担当者は「返済していいと思っていましたので」と何の銜いもなく言っていた。「冗談じゃない。いつも通り書替して欲しい」と強く申し入れた結果、その手貸回収を取り消すことになり資金繰りは事なきを得た。しかし、「こうしたことを銀行がやる」という事実には強い危機感を覚えた。

97年末から98年にかけて起こった金融収縮時、大手銀行による手形貸付の強制回収(手形期日に預金口座から無断で引き落とす)が話題となった。銀行のなりふり構わぬそんな行動をレポートで警告したこともあったが、身近で起こるとは思わなかった。地域を基盤とする銀行がそんなことをするとは思わなかったのである。しかし、現実には起こった。起こってみると、もう一度この問題を社長の皆さんに報告しなければならなかったと感じた。

一体、銀行は何を根拠に手貸を当座預金から引き落とすのだろうか。二つ考えられる。

一つは、取引先が銀行に差入れている「口座引落しの念書」(口座振替依頼書ではない)を根拠にしていることが考えられる。これは、金利や印紙代をいちいち取引先に小切手を切って貰う手間暇を節減するために、融資諸費用を取引先指定の口座から小切手無しで引き落とすことを事前に約束した書類である。この念書の内容を(元本返済迄可能と)拡大解釈し、銀行所定の振替伝票に「念書徴求済」というゴム印を押して当座預金から落としたのではないか。この方法は、引き落とすことを了承した融資諸費用に融資元本まで入るかどうかに疑義が生ずる。

もう一つは、手貸借入のために銀行に差入れた約束手形を、一般の約束手形と同様当座預金に直接提示して引き落とすことが考えられる。しかし、手貸用に差入れた手形には「貸出専用手形」と刻印してある筈である。そうした手形を当座に直接提示することが可能なのだろうか。

両者の形式上の違いは、前者が当該回収済手形を融資先に返却する義務が生ずるのに対し、後者では手形そのものが銀行の伝票になって融資先に返却されないという所にある。法律論はどうかよく分らないが、どちらにせよ口座からの強制回収には問題がある(と思う)。

今後、こうした事態が起こらないように祈るばかりだが、防止する手段を列挙してみると、手貸の期日管理をしっかりやり、期日前に銀行に書替手形を持参して担当者に渡しておく、差入れである「口座引落しの念書」を取り戻し、面倒でもその都度小切手や請求書を切る、口座に引落とし可能な残高を置かない、等が考えられる。頭に入れておいて欲しい。しかし、最も基本的なことは、強制回収の対象とならないよう業績向上に努めることであることは忘れてはならない。

それにしても、政治の世界だけでなく銀行における「念書」も問題である。忘れていたかもしれないが、多分貴社も銀行に「念書」を出している。当座預金や普通預金から小切手や払戻請求書を出さずお金が引き落とされていたら、それはどのような約束の書類が出されているからである。

公共料金やクレジット利用代金等の口座引落しを目的とした「口座振替依頼書」と融資に係る「念書」は同じようどこか異なる。口座振替依頼書は引落し対象費用が明確だが、融資に係る「念書」はどこか不透明だ。支払利息だけでなく、各種諸費用だけでなく、拡大してゆけば元本まで対象になる怖れがある。

銀行と融資先の信頼関係が損なわれるようになって久しい。その原因を辿れば、それは銀行だけではなく取引先にもあることを認める。しかし、無断回収のような行為がそれに拍車をかけていることは間違いない。

銀行は一体何を考えているのだろうか。時々私も分らなくなる。企業としての存続と、組織人としての存続が混濁しているのだろうか。